

南木曽町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦・応募に関する要項

1. 定 数

農地利用最適化推進委員の定数 3名

2. 地区担当

次のとおり担当地区を決め、その地区内で農地利用の最適化にむけた活動を行います。

○読書地区 1名 ○吾妻地区 1名 ○田立地区 1名

3. 任 期

令和9年2月15日～令和12年2月14日

4. 報 酬

月額報酬として19,200円

加えて、委員個人の活動や農地利用の集積活動の実績、遊休農地の解消など組織の目標達成率に基づき、加算額が支給される場合があります。この他、会議等に出席するための費用弁償（交通費）も支給されます。

5. 身 分

南木曽町の非常勤の特別職となります。

6. 推薦又は応募資格

推薦を受ける又は応募する方は次の全ての条件を満たす必要があります。

① 農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる方

②委嘱時に次のいずれにも該当する方

・原則として町内に住所がある方

・他の法律で兼職が禁じられていない方(固定資産評価審査委員、教育委員ではない方)

・次のいずれにも該当しない方

ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

7. 応募方法

役場産業観光課農林係に備付の推薦用紙又は応募用紙に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて提出してください（各用紙は町ホームページからもダウンロードが可能です）。

○提出先 南木曽町役場 産業観光課 農林係

○提出書類 ①推薦書又は応募書 ②添付書類（住民票 身分証明書）

8. 公募期間

令和8年10月1日(木)午前8時30分～令和8年10月27日(火)午後5時15分

9. 選考及び委嘱方法

現行の農業委員会において選考を行い、新体制の農業委員会から委嘱されます。定員を超える応募等があった場合、個人応募や地区又は団体から推薦された方であっても選考の過程で選任できない場合があります。

10. その他

推薦又は応募時には、農業委員に重複して推薦・応募が可能です。

推薦又は応募時には、複数の地区に重複して応募することが可能です。

法の規定に従い、公募期間の中間及び終了時に、町ホームページで推薦及び応募の状況を公表します。

公表される事項は、規則第12条に規定された推薦者又は被推薦者氏名等の事項です。

農業委員と推進委員は兼務ができないため農業委員に選任された方は推進委員になることができません。